

鳥取県告示第196号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成23年4月5日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
特定非営利活動法人アプローズ	鳥取市吉岡温泉町268	来夢	鳥取市寿町791-8	自立訓練（生活訓練）、生活介護	平成23年4月1日
特定非営利活動法人一步の会	鳥取市河原町渡一木277-1	あゆみ工房	鳥取市河原町渡一木277-1	就労継続支援B型	〃
特定非営利活動法人松風	岩美郡岩美町大字浦富1418-2	のぞみ治療院	鳥取市津ノ井613	就労継続支援A型	〃
社会福祉法人鳥取福社会	鳥取市的場二丁目1	うぶみ苑多機能型事業所	鳥取市湖山町西一丁目516-3	就労継続支援A型、就労継続支援B型、生活介護	〃